

# 黄檗宗声明の伝承史

岩 田 郁 子

## 序

日本黄檗宗は江戸時代初期の承応三年（一六五四年）に、明・清交替期の中国から伝来した。黄檗宗の声明しょうめい（僧侶による声楽中心の仏教音楽）は、伝来以来、他宗の声明の影響を受けることなく、今日まで伝承されてきた。

黄檗宗声明の現状については、宗派関係者による解説書や、録音資料によって知ることができる。<sup>(1)</sup>しかし声明が伝承されてきた過程については、わずかな事実が宗派内に伝えられているだけで、具体的な伝承活動について記した資

料は知られていなかった。

昭和一四年（一九三九年）に黄檗宗の一僧侶が、声明について記した『仏祖讚要集』という本がある。<sup>(2)</sup>この本の跋に、昭和八年（一九三三年）に声明の規格制定委員会が開催された、という記述がある。この記述を頼りに、宗派の機関誌『黄檗宗報』の昭和初期頃の記事を調べたところ、実際に大規模な規格制定運動があったことが明らかになった。

この規格制定の具体的な内容を知ることによって、それまでの伝承状況を推測できると同時に、現在の伝承への影響もわかるのではないかと筆者は考え、調査を行った。

現在の伝承の実態については、黄檗宗の本山・万福寺(京都府宇治市)で、声明の指導を担当している教学部長・盛井幸道師から話をうかがうとともに、本山で毎年夏に開催されている、声明の講習会の見学も行った。

以上のような調査を経て明らかになった、昭和の規格制定の内容を中心に、伝承当時から現在にいたる黄檗宗声明の伝承の歴史を説明していきたいと思う。

なお、黄檗宗内では、通常「声明」ではなく、「梵唄<sup>ぼんぱ</sup>」という語を使用しているが、「声明」が音楽用語として定着している状況から、この語を用いることにした。引用文などは「梵唄」のままになっていることに注意されたい。

## 一、昭和初期の声明の状況

はじめに、黄檗宗声明の昭和初期の状況を調査する際に、主要な資料となった二種類の文献について説明したいと思う。

山本悦心編集の『仏祖讚要集』は、黄檗宗の法要で欠かすことのできない「讚<sup>さん</sup>」という声明曲を集めて分類した本である。編者の山本悦心(一八七五—一九五八)は、昭和八

年(一九三三年)の声明(梵唄)規格制定委員会の委員の一人であり、黄檗宗資料の収集・研究で知られている。この本の具体的な内容については第二章で述べるが、編者による緒言や跋などから、当時の状況が推測できる資料であるといえる。現存する部数はわずかであるが、本山教学部では、今日でも参考にすることがあるという。

もう一つの『黄檗宗報』は、大正八年(一九一九年)から現在まで発行され続けている黄檗宗の機関誌であり、本山附属の黄檗文化研究所に全号保管されている。行事の告知のほか、小論や意見などが掲載されていることもある。しかし、これまでに声明研究の資料として活用されたことはなかった。

昭和八年(一九三三年)一二月発行の『黄檗宗報』第一五〇号によると、その年の一月に、八人の委員から成る梵唄(声明)規格制定委員会が、七日間にわたって開催されたことになっている。

ところで同じ年の四月に、委員会にさきだつて、専修校が本山で発足している。専修校とは、一般学校を修了した寺院の子弟を対象に、一年間本山で、声明を含めた宗門教育を行う機関である。黄檗宗ではそれまで、一括して声明

を指導する機関がなく、自分の所属する寺や道場で習得するのが普通であつた。専修校の発足も、規格制定運動と何らかの關係があることが推測できる。

規格制定委員会前後の『黄檗宗報』には、この時期の声明の混乱を憂慮する記事が散見する。以下、年代順に挙げてみる。文中傍点は筆者によるものである。

昭和八年（一九三三年）一二月 第一五〇号

由来吾門の盛なりし時は一千五百有余の末刹あり 道侶も亦何千と数えたるなり故に何れの地方にも禪堂の開闢ありたるを見たり 就中三叢林を初め梵唄音節の如き各地方の名刹風とか何々伝とか申して幾分づつの差違ありしが 近時は末刹も僧侶も古の數に非ず 只簡短々々の一語を喜ぶのあまり 遂に省略が重なりて本統らしく成り行くは遺憾とは申すべし

〔山本悦心「禪林課誦に就いて」〕

乱国多制と云ふことがあるが、複雑なる梵唄も乱脈にならずにはをかない、現に地方寺院の在家に対する読經又は法式は他の長所を取つて勝手に変更してゐるの

が随分多い、〔中略〕吾宗の如く開山大師より二十一代大成禪師まで支那僧が住山せられては容易に改革出来なかつたことは領かれるが、明治の維新以後世は大変革を来し大正、昭和の世に進んでゐる今日まで改革せられなかつたと云ふことは如何に骨董好みの宗門と雖も事実不思議におもはれる

〔加藤慈光「梵唄規格制定に就いて所感を述ぶ」〕

昭和九年（一九三四年）二月 第一五二号

大本山二十一代大成禪師の東渡を最後として 百五十年來彼の地よりの東來の名僧もなく 又当方より求法の為往く者もなく 只邦人の僧侶のみ各所に散在して梵唄を習得し一所に会して校修匡合せしことの無かりしと 又本末共に法要の少なき為種々なる異動を生ぜしも 止むことの得ざる次第である

〔山本悦心「黄檗の誦誦する經典」〕

声明の伝承は、詞や旋律を変化させないことを原則としている。伝承が正確であれば、すべての黄檗寺院で、同じ声明が聞かれたはずである。しかし、これらの記事をみる

と、実際には寺院による差が顕著であったことがうかがえる。

黄檗宗声明は、伝来当時の中国の声明を継承しており、それまで日本に存在していた声明曲を採用したことはなかったという<sup>(3)</sup>。しかし、『黄檗宗報』第一五〇号の加藤の記事の中略部分には、ある末寺で、日本固有の仏教音楽である和讃や御詠歌が唱えられていて驚いた、という記述がある。

以上のことから、黄檗宗声明は、江戸時代から昭和初期にいたるまでに、寺院によって、かなり変化して伝承されてきたと推測できる。この原因については、次のような理由が考えられる。

黄檗宗声明では、他宗と異なり、伝承に旋律譜が使用されることがなかった。拍子をとるための鳴物の打ち方については、一部で簡単な記号譜や、擬音に基づく唱歌が用いられていたといわれている。しかし声の旋律に関しては、口伝の原則が守られていた。つまり、一般の民謡と同様に伝承されてきたといえる。

ここで第一五〇号の加藤と、第一五二号の山本の記事にみえる「大成禪師」について、説明を加えたいと思う。黄

檗宗では伝来後も、享保八年（一七三三年）まで数年おきに、本山や長崎の唐寺の住持として、中国から僧侶を招いていた。最後の中国僧・大成が天明四年（一七八四年）に死去したことによって、中国僧は皆無となる<sup>(5)</sup>。

黄檗宗声明で使用する経本は、中国明代の経本をもとにしている。日課用経本『禪林課誦』の宝永六年（一七〇二年）版は、現行版と同じ内容であり、この年までに声明の詞章が整理されたといえる。経文は、「唐音」と呼ばれる、伝来当時の中国南方の発音で唱えることになっている。黄檗宗の経本の多くには、日本人僧侶のために振り仮名がふられている<sup>(6)</sup>。

中国僧が渡来していた時期には、彼らから直接に、中国の声明を指導されていたので、伝承に大きな問題は生じなかったと思われる。しかし日本僧のみの伝承になってからは、口伝の原則が災いして、地方や個人による差が大きくなっていったことが想像できる。このことは、第一五二号の記事でも指摘されている。唐音で唱えるはずの経文を、漢字の音読み、訓読みや、読み下しで唱えることが頻繁に行われていたということも、同じ記事のほかの部分で指摘されている。

第一五二号の記事によつて、一括して声明を指導する機関がなかつたという事実も、裏付けられたことになる。明治維新後から大正にかけては、廃仏毀釈や檀越の減少によつて寺院数が半減するなど、宗派自体の衰退が激しく、伝承の混乱に拍車をかけたものと思われる。

以上のような伝承の危機感から、大規模な規格制定の気運が高まつたと考えられる。少し前の昭和五年（一九三〇年）に、浄土真宗本願寺派で、声明の改革が行われたことも、念頭にあつたかも知れない。前述の専修校は、黄檗宗ではじめて統一された宗門教育機関である。専修校の発足によつて、新しく制定された声明の規格を、一括して指導する場が準備されたといえる。

## 二、声明規格制定の内容

昭和八年（一九三三年）一月の声明（梵唄）規格制定委員会会の開催については、同年二月発行の『黄檗宗報』第一五〇号で報告されている。この報告では、声明の規格制定が、本山二代目住持・木庵性瑠の没後二五〇年の記念行事の一環として計画されたことや、八人の制定委員の名前

などが記されている。しかし具体的な決定事項については、明文化されたものが現存していない。『黄檗宗報』にも、告知の記事が出ていない。

ただ『黄檗宗報』第一五二号の山本悦心の記事「黄檗の誦誦する經典」から、ある程度制定の内容が推測できる。第一章で引用した記事の後半にあたるが、内容の詳しさからいって、事実上の内容報告といつてよい。以下引用する。

既に各地に於て 唐音の全廢論あり 又半廢論あり  
従て和音及び訓誦に改正すべしとの叫びも起れり 是  
時代の趨勢なるべし 適当に改正するも亦 徒爾なら  
ざるべし 小柄もまた改正論者なれど あまり改正に過  
ぐるは賛成致し兼ねるのである 和音或は訓誦にて聞  
きよき所は勤めて是を行ひ 吾々常に云ふ 節し経は  
従來の通り保存し是を後昆に伝へたい念願である 経  
典に就ては相等過多なる如く云へる人もあるが 凡本  
宗に用ゆる経は左掲位なるべし〔中略〕

殊に和音にて読み得べき所はつとめて之を行ひ 主懺  
又は導師の独唱さるる処は訓誦に願ひ度く思ふのであ  
ります 若ここまで進すまば一応大本山に於て読み方

を定めて宗内一統に行ひ度きものである 但し民国關係の寺院は別であります

この報告の内容は、次のように整理することができる。

- (一) 経文の読み方は唐音にこだわらず、聞きやすければ日本語読みでよい。
- (二) 「節<sup>ふしぎょう</sup>経」は従来の通り保存する。
- (三) 使用する経典の決定。
- (四) 経文の読み方について、民国關係の寺院は例外とする。

まず(一)に関しては、伝来当初のような中国尊重の意識が薄れ、引用文にあるような唐音全廃論も出ていたが、急激な改革は行われなかったらしい。実際、現行の黄檗宗声明の大部分が、経典の振り仮名に従って、唐音で唱えられている。

(二)の「節経」とは、黄檗宗声明のうち、歌の旋律に音の高低があつて、拍節的なものを指す。起伏にとんだ旋律と、鳴物の複雑なリズムを特徴としており、他宗に例を見ない、黄檗宗声明独特のものである。第一章の『仏祖讚要集』の説明のところであつた「讚」も、節経の一種である。

(二)の「従来の通り保存」というのが、はたして節経自体の保存なのか、それとも唐音の保存のことなのか不明であるが、節経の重要性からいって、後者であると筆者は考える。節経の経文は、短い定型文であることが多く、旋律もおぼえやすいことから、唐音で唱える習慣が比較的残つていたと思われる。

(三)については、第一章で引用した記事にあるように、他宗の経典の使用が問題視されてきたことから、正式に使用経典を定めたのであろう。

さて(四)の「民国關係の寺院」とは何か。可能性の一つとして、長崎の唐寺のように、華僑の檀越が多い寺院を指していることが考えられる。もう一つの可能性としては、この前年に満州国の建国があり、中華民国の仏教界との何らかの交流を示していることが考えられる。後者については、調査不十分で推測の域を出ないが、昭和十五年(一九四〇年)発行の『黄檗宗報』に、「支那僧招致運動」に関する記事が載つており、可能性は十分あると思われる<sup>8)</sup>。

この記事では、主に経文の読み方について報告されている。それでは声明の曲そのもの、旋律や音楽理論については、どのように規格が制定されたのだろうか。ここで序お

表1 昭和初期刊行の声明譜に収録された節経

- ア) 『仏祖讃要集』本文で分類された旋律の見本となる讃
- イ) 『仏祖讃要集』付録の鳴物譜
- ウ) 『禅林課誦』の声明譜(旋律譜と鳴物譜)

※カッコ内は別称

	ア	イ	ウ
三宝讃薦霊用	○	○	○
演浄儀香讃	○		○
西方讃	○	○	○
朔望祝聖儀香讃	○	○	○
聖無量寿決定光明王陀羅尼		○	○
上供儀(斎仏儀)香讃	○	○	○
斎仏儀結讃	○	○	○
光明真言		○	○
普陀洛讃	○	○	○
三宝(僧宝)讃	○	○	○
回向文		○	
八十八仏結讃	○		
各祖結讃	○		

よび第一章で資料として挙げた、『仏祖讃要集』をとりあげたいと思う。

『仏祖讃要集』では、一九九曲の讃の旋律を一〇種類に分類している。一曲の讃の詞の字数は決まっているので、同じ旋律ではかの詞を唱えることが可能である。ただし、どの曲がどの種類の旋律に該当するか、ということを示しているだけで、具体的な旋律については説明されていない。これは各寺院で異なつて伝承されてきた讃の旋律を、規格制定委員会で整理した際に、一〇種類の旋律に統一したことを示していると思われる。編者である山本悦心は、前述の『黄檗宗報』第一五二号の記事の後の部分で、讃の種類を調査中であると記している。

『仏祖讃要集』には付録として、鳴物のリズムを記号で示した節経の譜が、一〇曲収録されている。ただし、この一〇曲は、本文で分類された讃の一〇種の旋律とは一致せず、讃以外の節経の中に含まれている(表1)。

ところで規格制定委員会の三年後、昭和十一年(一九三六年)に、日課用経本『禅林課誦』の活版印刷版が刊行されている。この本の大きな特徴として、黄檗宗声明の経本ではじめて、旋律譜がつけられたことが挙げられる(譜

黄檗宗梵唄譜畧

三寶讚 薦要用

—— 平らかに発せ  
 < 振はす  
 〰 繰り返す  
 ・ 木魚  
 〰 引登  
 / 上げる  
 \ 下げる  
 〰 跳ねる

誓音 歸依佛法 僧三寶 三寶 三寶 三寶 慈  
 導 給孤長者捨家園 布滿金  
 轉 善財童子五十三參 薦亡靈 超  
 生死早得天 亡靈 歸依佛法  
 僧三寶 不墮三途

例1)。第一章で述べたように黄檗宗声明では、それまで旋律譜を使用する習慣がなかった。詞の文字の右のネウマ風の記号が旋律を表し、左につけられた黒丸と白丸とが、それぞれ鳴物の木魚と引磬のリズムを表す。この譜は謡曲譜から考案されたといわれているが、作成者については不詳である。

この『禅林課誦』では、収録されたすべての経文について譜を記しているわけではなく、主要な八曲の節経のみを記している。このうち七曲が、『仏祖讚要集』の旋律分類および付録の鳴物譜と共通している（表1）。

このことは何を示しているのか。『禅林課誦』は、委員会のわずか三年後に刊行されていることから、委員会が統一された節経の旋律を保存し、声明の指導に利用する目的で、譜がつけられた可能性が高いといえるのではないかと。事実『禅林課誦』の刊行当時の『黄檗宗報』各号では、譜の一部を広告に掲載して、「必携の書」であると大々的に宣伝している。『仏祖讚要集』も同様の目的で編纂されたと思われる。『仏祖讚要集』の緒言に次のような一文がある。

音節の音符の如きは 音楽学校を勞して横線上音符記



号により讚文に音符を打さしめむことを屢々思へとも  
小老の赤貧如何とも為し難し

表1をみると、『仏祖讚要集』にあつて『禅林課誦』にない曲が数曲あるが、これは各本の目的の違いによるものと思われ。『禅林課誦』は日課用経本として常備されるので、実用性を重視し、必要性の低い曲を割愛したと考えられる。

ところで『禅林課誦』の旋律譜については、譜例1にあるように、旋律を示す記号の意味が、「上げる」「下げる」など簡単に示されているだけで、具体性に乏しいといえる。現行の旋律から推測すると、「上げる」「下げる」は、それぞれ二度から三度の上昇および下降を示すらしい。また波線のような記号は、譜例2のような細かい音の動きを意味すると思われ<sup>10</sup>。

以上の推測は、あくまで部分的に共通する音の動きから判断したに過ぎない。現行の旋律と照合すると、同じ記号で示された複数の部分が、必ずしも同じ音の動きをするとは限らない。譜例2で三種の旋律型を示したのは、同じ波線記号の部分でも、部分によって旋律が異なるからである。

譜例2 『禅林課誦』の旋律譜の記号 3 が示す旋律パターン



(録音された現行旋律から推測)

現在の旋律と、『禅林課誦』の旋律譜とが一致しないことについては、もちろん現在までの旋律の変化が理由として考えられる。しかし『禅林課誦』の旋律譜がもともと不正確であったことも考えられる。

本山教学部長・盛井幸道師の談話によると、少なくとも一九六〇年代くらいからは、声明の指導に旋律譜を用いていないという。また盛井師も含めて僧侶の大部分が、『禅林課誦』の旋律譜をよむことができないという。『禅林課誦』の旋律譜は、規格制定の一環として作成されたものの、普及するにはいたらなかった

た。しかし『禪林課誦』は、活版印刷で振り仮名が読みやすくなったことよって、経文の読み方の統一に大いに貢献したといえる。

### 三、現在の声明伝承の状況

昭和初期の規格制定運動後も、黄檗宗の声明の伝承に新たな動きがおこっている。第一章で述べた専修校とは別に、昭和三四年（一九五九年）から、宗門教育のための講習会が、毎年夏に一〇日間程度開催されるようになった。専修校が義務教育修了者を対象としていたのに対して、講習会では参加者の年齢制限がない。小中学生の参加が多く、時には五、六歳の幼児が参加していることもある。この講習会は現在にいたるまで毎年開催されており、昭和六二年（一九八七年）までは、合計五〇日間の参加が義務づけられていた。

講習会を担当している本山教学部によると、以下のような状況から、講習会が開始されたという。声明は原則として、幼少の頃から自分の寺の法要に参加して、習得するのが望ましいとされる。しかし戦後は家族のありかたが変化

して、家庭での宗門教育も困難になった。また寺院の子弟の多くが高等教育を受けるようになり、専修校で一年間学ぶことが困難になった。しかし黄檗宗は他宗と異なり、宗門立の学校および大学を持たないので、学校や大学で声明を習得することができない。そこで専修校よりも早い年齢から、専任者よって声明の指導を受けることが必要とされたのである。

筆者は平成五年（一九九三年）に、この講習会を見学する機会を得た。この年の実施例から、講習会の内容を説明したいと思う。表2は、講習生に配布されたプリントの抜粋で、教育内容が示されている。声明（梵唄）の講習は、それぞれ前後にわかれた三期構成となっている。

末寺の法要で必要な声明は、だいたい第二期までに習得することになっており、この課程で、第二章で扱った節經の習得が行われる。音程やリズムの変化がある節經の指導は、声明の伝承を考える上で、重要な問題であるといえる。筆者が見学したところ、講師の手本のあとに何度も復唱して、旋律を暗記するという講習方法がとられていた。第二章で述べたように、旋律譜は用いていない。発声や音程の微妙な変化については、他宗ほど細かい指示がないように

表2 教育講習会の内容

期	組	梵唄教育内容
1	前	朝課・晩課の字読み 観音経・心経の和読み 拝太鼓、香灯等の説明
	後	拝太鼓、三通木魚の演練 朝課、晩課の中太鼓、引磬
2	前	三宝讃、西方讃 (在家法要)
	後	開山忌、歴代忌 大殿上供、羯磨、祝聖等 (寺院法要)
3	前	施餓鬼
	後	施餓鬼の演練 その他

平成5 (1993) 年度 講習生用プリントより抜粋

思われた。音程をそろえるための調子笛や電子楽器の類も使用されていなかった。<sup>(1)</sup>

現在の黄檗宗声明は、昭和初期の規格制定で整理・統一された詞や旋律を継承しており、講習会での一括した指導によって、統一がはかられている。しかし指導方法に関しては、依然として口伝の原則が守られているといえる。

### 結 語

黄檗宗声明では、中国僧が渡来していた時期、少なくとも本山と長崎においては、同時代の中国の声明を、正確に伝承していたと思われる。日本各地の寺院で、個々に伝承されていくうちに、詞や旋律が日本的に変化していったのである。

昭和の規格制定運動は、こうした変化に歯止めをかける一方で、日本僧の間で伝承していくための、多少の日本化を認めるものであった。こうして中国的な特徴を残す一方で、やや日本民謡的ともいえる、現在のかたちができあがったといえる。

今回は本山に残された資料を中心に調査を行ったが、機

会があれば、規格制定当時を知る人や、地方の寺院の人などに、聞き取り調査を行いたいと思う。

## 注

(1) 黄檗宗声明の解説書としては、次の文献およびレコード解説が挙げられる。いずれも宗派関係者が執筆に携わっている。

楠敏雄「黄檗宗の法会 拝懺・施食」 木戸敏郎(編)

『日本音楽叢書三 聲明(一)』(一九九〇年 音楽之友社)

一九八—二〇三頁。

(レコード) 安部禅梁、木村得玄(解説) 『念仏禅 黄檗

梵唄のすべて』(一九七九年 CBSソニー)。

(レコード) 横道萬里雄、服部祖承(監修解説) 『聲明大

系 六 禅』(一九八四年 宝蔵館)。

(2) 山本悦心(編) 『仏祖讚要集』(一九三九年 黄檗堂)

〔万福寺、駒沢大学蔵〕。

(3) (1)で挙げた文献および本山教学部長・盛井幸道師の談話による。

(4) レコード『念仏禅 黄檗梵唄のすべて』の解説による。

(1)参照。

(5) もともと黄檗宗は、長崎の在留唐人のための檀那寺、い

わゆる唐寺に、中国から住持を招いたことを伝来の契機としているので、長崎の唐寺は本山に劣らず重要視されていた。中国僧の招聘については、次の文献を参考にした。

安部禅梁「黄檗山の開創と黄檗文化」富士正晴(編)

『古寺巡礼 京都九 万福寺』(一九七七年 淡交社) 七八

—一六頁。

大槻幹郎、加藤正俊、林雪光(監修) 『黄檗文化人名辞典』

(一九八八年 思文閣出版)。

(6) 黄檗宗声明の経本の成立と変遷については、拙稿「黄檗声明の経本の成立と変遷」『音楽学』第四〇卷(一) (一九九四年)で詳しく扱ったので、ここでは省略する。

(7) 黄檗宗寺院の減少については、安部禅梁「黄檗山の開創と黄檗文化」を参考にした。(5)参照。

(8) 支那僧招致運動に関する、『黄檗宗報』の記事の見出しは次の通りである。

昭和十五年(一九四〇年)三月 第二二五号 「支那僧来る」。

同年四月 第二二六号 「第二回支那僧訪檗」。

同年五月 第二二七号 「支那僧招致運動成功近し」。

(9) 黄檗宗声明で使用された譜については、拙稿「黄檗声明の経本の成立と変遷」で分析を行った。(6)参照。

(10) (1)で挙げたレコードの録音をサンプルにした。

(11) 天台宗や真言宗の声明では、古くから独自の音楽理論が

考案されていた。黄檗宗以外のほとんどの宗派が、この二

宗のいずれかの声明の体系を継承している。東洋音楽学会

(編)『東洋音楽選書六 仏教音楽』(一九七二年 音楽之

友社) 参照。

一方、盛井幸道師からは、黄檗宗声明の発声は、座禪の呼吸法に基づいている、という意見も聞かれた。

(本稿は一九九四年一月二六日の日本音楽学会第四五回全国大会での研究発表に基づく)